

厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)
(総合) 分担研究報告書

障害者の地域での自立した生活についての今後の展望と課題
—自立生活援助、就労定着支援の調査結果より—

分担研究者： 大塚 晃¹⁾

1) 日本発達障害ネットワーク

研究要旨

自立生活援助は障害者支援施設や共同生活援助、精神科病院などからの地域移行、就労定着支援は就労の継続を狙いとしたサービスであり、障害者の主体的な地域での生活を実現するためにも重要である。本研究の結果より、自立生活援助、就労定着支援が今後普及し、支援の質を高めていくためには、標準的な支援や評価方法などを検討することが重要であると考えられる。

A. はじめに

平成30年4月障害者総合支援法改正により、新たなサービスとして「自立生活援助」「就労定着支援」が創設された。自立生活援助は障害者支援施設や共同生活援助、精神科病院などからの地域移行、就労定着支援は就労の継続を狙いとしたサービスであり、障害者の主体的な地域での生活を実現するためにも重要である。

自立生活援助及び就労定着支援を中心に、その効果や課題、地域での自立した生活のあり方についての今後の展望と課題についてまとめる。

B. 自立生活援助に関する自治体の指定状況及び指定事業者の状況等について実態調査

自立生活援助の事業所数については、当該研究の結果においては、東京都52か所、神奈川県34か所、大阪府17か所、千葉県12か所、北海道11か所であった。平成30年4月より制度がスタートし、1年半経過した時点における調査と考えれば、順調なすべりだしと言えるだろう。その中でも、大阪府の取り組みが、他都道府県と比較して少ない原因（人口比を加味しても）については今後検証が必要であろう。

実施主体別の事業者数としては、相談支援178（65.0%）、共同生活援助62（22.6%）、居宅介護19（6.9%）、宿泊型自立訓練13（4.7%）とな

っている。事業内容は、定期訪問や随時対応による生活状況のモニタリングや助言、計画相談支援事業所や医療機関等との連携のほか、近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備を行うものとされている。相談支援事業所は連携の対象であり、相談支援事業所自身が、この事業を行うことへのリスクが浮かび上がってきている。相談支援事業所が、利用者を囲い込む道具としてこの事業を利用することを危惧する。本人中心の独立した相談支援が求められており、自立生活援助も相談と一体的に行ったら、利用者の権利擁護(advocacy)は、誰が行うのかという問題が生じている。

利用者の障害種別では精神障害64.7%、知的障害31.9%と、圧倒的に精神障害の方々が利用する割合が高くなっている。この事業の対象が、そもそも障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する精神障害者や知的障害者ということから、考えれば妥当な結果と言えるだろう。また、当該事業がグループホームも集団的支援として反グループホームの流れから出てきたことを考えれば、グループホームに依存する知的障害分野と、グループホームに依存しない地域生活の実現の方向性をもつ精神障害者分野との差となって表れている結果と考察できる。

今後の課題は、事業者によっても支援の内容に

差が出てきているという結果もあり、どのような支援が標準的なものかも含めて事業や支援を評価していくことが必要である。

C. 就労定着支援に関する支援と利用者の状況等 についての実態調査

就労定着支援の事業所数については、東京都196か所、大阪府128か所、神奈川県89か所、千葉県73か所、愛知県66か所となっており、制度がスタートして1年半経過とすれば、順調なすべりだしと言えるだろう。

障害種別では、知的障害41.9%、精神障害33.6%、発達障害20.0%となっている。支援対象者が、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴い環境変化により生活面の課題が生じているという意味では、知的障害・精神障害・発達障害それぞれ障害固有のどのような生活課題が生じているかを、更に調査研究する必要がある。

指定事業者については、母体の事業が就労移行支援事業者の割合が高く、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、本人への指導・助言や事業所・家族との連絡調整となっている。これらの支援内容は、そもそも、就労移行支援事業のアフターフォローや障害者就業・生活支援センター事業の中で行われてきたものである。当該事業によってよりきめ細かい支援の可能性が生まれたが、利用者・事業者双方にとって良いことである反面、生活面の課題だけの支援では、既存の事業との重複もあり、支援の幅を狭くしている印象を受ける。今後も、就労定着支援事業の固有性とは何かを明らかにしていくために、支援内容の詳細な分析が必要であろう。

D. 最後に

自立生活援助、就労定着支援が今後普及し、支援の質を高めていくためには、標準的な支援や評価方法などを検討することが重要であり、ガイドラインなど支援の指針や外部からの評価などが必要と考えられる。